

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン 4月は準備期間、5月～9月はキャンペーン期間

令和7年度の「熱中症クールワーク キャンペーン」が実施されています！

5月から9月まではキャンペーン期間ですが、この期間に実施すべきことは以下のとおりです。皆様方におかれましては、職場における熱中症予防対策の徹底をお願いします。

なお、6月1日から労働安全衛生規則が改正され、熱中症の防止に係る体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務付けられています。対象となるのは、「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業です。

- 1、暑さ指数（WBGT）の把握と評価→暑さ指数計で測定、身体作業強度等に応じたWBGT基準値の確認
- 2、次の核対策を実施

- | | |
|----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 | <input type="checkbox"/> 作業場所の整備 |
| <input type="checkbox"/> 服装 | <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 |
| <input type="checkbox"/> プレクーリング | <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 |
| <input type="checkbox"/> 熱純化への対応 | <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理 | <input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 |
| <input type="checkbox"/> 異常時の対応 | |

キャンペーン実施事項 ▶

教育研修ガイド・動画 ▶



全国安全週間が実施されます！ ～多様な仲間と 築く安全 未来の職場～

今年も7月1日から7月7日まで**全国安全週間**が実施され、6月1日から6月30日までは準備期間となります。労働災害を減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、労使一丸となって取り組みましょう！

全国安全週間

岩手労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和三年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で九十八回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協働した労働災害防止対策が展開され、それにより全国労働災害は長期的には減少してきたものの、高齢労働者の増加等を背景に転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害や、墜落・転落などによる死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

岩手県内における労働災害についても、長期的には減少傾向を示しながらも、平成二十二年以降は増加傾向に転じたところでしたが、令和六年の労働災害による休業四日以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による労働災害を除き、前年より七十六人減の一千三百六十六人となり、二年連続で減少し、また、死亡者数についても二年連続で減少し十人となり、過去二番目に少なくなっております。

この労働災害の減少傾向を継続させ、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境を築くためには、令和五年度に策定された第十四次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画の中間年である令和七年度においては、計画前半期における取組みを振り返り、計画の後半に向け見直すべき点を見直し、目標達成に向け労使一丸となった更なる取組みが求められるところであります。そのため、令和七年度の全国安全週間においては、更なる労働災害の減少を図る観点から

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

をスローガンとして、七月一日から七月七日まで展開されます。

この全国安全週間を契機に、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、それぞれが労働災害防止の責務を認識し真摯に取り組むことにより、誰もが安全で健康に働くことのできる職場を実現することを祈念し、令和七年度の全国安全週間に寄せてのメッセージといたします。

令和七年七月一日

岩手労働局長
白石 好春

賃金のデジタル払いができます！ - 新たな賃金の支払い・受け取り方法 -

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることから、使用者が、労働者の同意を得た場合、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとなりました。

令和7年4月4日現在、以下の資金移動業者が厚生労働大臣の指定を受けています。

- ・ paypay 株式会社
- ・ 株式会社リクルートMUFGビジネス
- ・ 楽天Edy 株式会社
- ・ auペイメント株式会社



デジタル払い WEB サイト▼



賃金のデジタル払い導入に当たっては、導入する指定資金移動業者のサービスの検討や、労使協定の締結、労働者個別の同意取得などの手続きが必要です。詳しくはこちらをご参照ください。

厚生労働省岩手労働局では、賃金引き上げや生産性向上の取組、人材確保や職場環境の改善を行う事業主への支援策として、以下のとおり複数の助成金を準備しています。事業主の皆様におかれましては、是非これらの支援策をご利用ください。

助成金名称	内容	相談先	二次元コード
業務改善助成金	事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小・小規模事業者には、その設備投資等に要した費用の一部を助成。	局雇用環境・均等室	
キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規労働者について、正社員化、賃金引き上げ、社会保険の適用等の処遇改善の取組を実施した事業主に助成。	局職業安定部・職業対策課助成金センター	
働き方改革推進支援助成金	職場環境の改善、労働時間の縮減等に向けた取組を行い、生産性向上や業務効率化等を目指す中小企業事業主に、その経費を助成。 ①業種別課題対応コース、 ②労働時間短縮・年休促進支援コース、 ③勤務間インターバル導入コース、 ④団体推進コース、の全4コース。	局雇用環境・均等室	
人材開発支援助成金	雇用する労働者に対して職務に関連した知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。「人材育成支援コース」、「人への投資促進コース」、「事業展開等リスクリング支援コース」等、6つのコースで構成。	局職業安定部・職業対策課助成金センター	
人材確保等支援助成金	魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成。「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」、「建設キャリアアップシステム等活用促進コース」等7コースで構成。	局職業安定部・職業対策課助成金センター	
両立支援等助成金	働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成。	局雇用環境・均等室	

岩手働き方改革推進支援センターをご利用ください！

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社会保険労務士等の専門家が、中小企業事業主の皆様からの労務管理上の相談に応じています。相談は無料で、秘密も厳守されます。残業を減らしたい、36協定の作り方、就業規則の見直し、非正規雇用労働者の待遇の見直し、同一労働同一賃金への対応、人手不足の状況での人材定着、各種助成金の利用等、悩んでいることがあれば、ぜひお気軽にご相談ください。

